

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

地域密着型サービスに係る独自報酬基準認定後
の事務手続について
計8枚（本紙を除く）

Vol.19

平成19年9月4日

厚生労働省老健局計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(企画法令係・内線 3971)
FAX：03-3595-3670

平成19年7月申請分の独自報酬基準認定に際して、認定に係る保険者に送付した、事務連絡（見本）です。

事務連絡
平成19年8月31日

（独自報酬基準認定保険者） 介護保険主管課長 殿

厚生労働省老健局 計画課長

地域密着型サービスに係る独自報酬基準認定後の事務手続について

標記について、下記のとおり行われたい。

記

- 1 認定された地域密着型サービスに係る独自報酬基準（以下「独自報酬基準」という。）を設定したときは、その内容を公表するとともに、現在指定している夜間対応型訪問介護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所に周知すること。
- 2 上記1を行うとともに、独自報酬基準を関係都道府県及び国民健康保険団体連合会並びに厚生労働省（老健局計画課）に届け出ること。
なお、関係都道府県及び厚生労働省への届出の様式は、特に規定していないが、独自報酬基準の概要ではなく、独自報酬基準そのものとする。
また、国民健康保険団体連合会への届出とは、介護報酬の審査支払について、独自報酬基準を反映させるため、別紙1「介護報酬情報等届出システム(市町村→国保連合会)の入力画面」のとおり介護報酬情報等届出システムで行う手続のことをいう。
- 3 独自報酬基準を満たす事業所から、地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書の提出を受けたとき、当該事業所に対して、別紙2「地域密着型サービスの独自報酬算定に係る請求明細書の記載例」により、独自報酬の請求方法について説明すること。
- 4 独自報酬基準を設定した後半年ごとに、算定事業所数等を記載した地域密着型サービスに係る独自報酬実績報告書を厚生労働省（老健局計画課）に提出すること。

（その他）

独自報酬を追加したサービスコード表は、別紙3のとおりである。

また、国民健康保険団体連合会より「独自報酬算定事業所一覧表」が送付されるので、適正に独自報酬が算定されているかを確認するために活用されたい。

夜間対応型訪問介護費（I）基本夜間対応型訪問介護費を「1,000単位」→「1,030単位」とする場合の入力例

《介護報酬情報等届出システム(市町村→国保連合会)の入力画面》

伝送通信ソフト(都道府県・保険者版) - [地域密着型サービスコード情報]

ファイル(F) ツール(T) ヘルプ(H)

H00004120310

保存 戻る ヘルプ

地域密着型サービスコード情報 保険者番号 489999

サービス項目略称	単位数	異動年月日	サービスコード	異動区分	開始年月日	終了年月日	単位数
地経コ型福祉施設Ⅱ 2・i	594	H19.10.01	71-1111	1:新規	H19.10.01		1,030
地経コ型福祉施設Ⅰ 3・i	660						
地経コ型福祉施設Ⅰ 3・i	641						
地経コ型福祉施設Ⅱ 3・i	660						
地経コ型福祉施設Ⅰ 5・i	732						
地経コ型福祉施設Ⅱ 5・i	754						
地経コ型福祉施設Ⅱ 5・i	732						
夜間訪問介護Ⅰ基本	1,000						
夜間訪問介護Ⅰ定期巡回	847						
夜間訪問介護Ⅰ定期巡回	248						

確認

赤色表示になっている単位数は法定単位数を上回っています。このまま保存してもよろしいですか？

OK キャンセル

1,000単位を1,030単位へ

サービスコード 71-1111 行追加 行削除

2007/02/07 17:41:40

夜間対応型訪問介護費（I）
基本夜間対応型訪問介護費
（サービスコード：71-1111）

地域密着型サービスの独自報酬算定に係る請求明細書の記載例について

※ 平成18年3月10日 厚生労働省老健局介護保険課・老人保健課事務連絡における請求明細書の記載例に変更を加えたもの

1. 様式第二

夜間対応型訪問介護に係る独自報酬単位数が次の場合の記載例

① 基本夜間対応型訪問介護費 : 30 単位
 ② 定期巡回サービス費 : 50 単位

(2) 夜間対応型訪問介護(様式第二)のサービスにて、サービス提供事業所がオペレーションセンターを設置し、平成19年10月1日から当該サービスの利用を開始し、1月の間に10日間定期巡回サービスを提供した場合の記載内容。

開始年月日	平成	1	9	年	1	0	月	1	日	中止年月日	平成				
中止理由	1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保 8.介護療養型医療施設入院														
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード						単位数	回数 日数	サービス単位数	公費対象単位数	摘要			
	夜間訪問介護Ⅰ基本	7	1	1	1	1	1		1	1030		この欄に独自報酬単位数を記載しない。			
	夜間訪問介護Ⅰ定期巡回	7	1	1	1	2	1	397	10	3970					
請求額集計欄	①サービス種類コード /②名称	7	1	夜間訪問											
	③サービス実日数	1	0	日											
	④計画単位数			5	0	0	0								
	⑤限度額管理対象単位数			5	0	0	0								
	⑥限度額管理対象外単位数							0					給付率 (/100)		
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥			5	0	0	0						保険	9	0
	⑧公費分単位数												公費		
	⑨単位数単価	1	0	0	0			円/単位		円/単位		円/単位	円/単位	合計	
	⑩保険請求額		4	5	0	0	0								4 5 0 0 0
	⑪利用者負担額			5	0	0	0								5 0 0 0
	⑫公費請求額														
	⑬公費分本人負担														

本来報酬「1,000」単位を「1,030」単位に変更する。

この欄に独自報酬単位数を記載しない。

本来報酬「347」単位を「397」単位に変更する。

注：基本夜間対応型訪問介護など月額報酬のサービスの場合、明細情報の単位数欄には記載しない。サービス実日数には1月の間に実際に夜間対応型訪問介護サービスを提供した日数を記載する。

補足：基本夜間対応型訪問介護費(夜間対応型訪問介護費(I))については、利用者が月の途中で別の夜間対応型訪問介護事業所に変更した場合などであっても日割り計算は行わない。

小規模多機能型居宅介護に係る独自報酬単位数が500単位の場合の記載例

(4) 小規模多機能型居宅介護(様式第二)のサービスにて、平成19年10月1日から当該サービスの契約を締結し、平成19年10月10日から当該サービスの利用を開始。当該月は15日間サービスを提供。要介護状態は要介護3の認定を受けていたが、10月25日に要介護2に変更となった場合の記載内容。

居宅サービス計画	1. 居宅介護支援事業者作成										2. 被保険者自己作成										
	事業所番号	4	8	9	9	9	9	9	9	9	9	事業所名称	小規模多機能型居宅介護事業所								
開始年月日	平成	1	9	年	1	0	月	1	0	日	中止年月日	月			日						
中理	本来報酬「537」単位を「553」単位に変更する。										本来報酬「766」単位を「782」単位に変更する。										
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数等	公費対象単位数	摘要													
	小規模多機能型居宅介護3・日割	7 3 1 1 0 0	7 8 2	1 5	1 1 7 3 0			080102													
	小規模多機能型居宅介護2・日割	7 3 1 1 2 2	5 5 3	6	3 3 1 8			020200													
	小規模多機能型居宅介護初期加算	7 3 6 3 0 0	3 0 2 1		6 3 0																
請求額集計欄	①サービス種類コード ②名称	7 3	小規模多機能																		
	③サービス実日数	1 5	日	日	日																
	④計画単位数	1 5 6 7 8																			
	⑤限度額管理対象単位数	1 5 6 7 8																			
	⑥限度額管理対象外単位数		0																		
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥	1 5 6 7 8																			
	⑧公費分単位数																				
	⑨単位数単価	1 0 0 0	円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	合計													
	⑩保険請求額	1 4 1 1 0 2																			
	⑪利用者負担額	1 5 6 7 8																			
	⑫公費請求額																				
	⑬公費分本人負担																				

この欄に独自報酬単位数を記載しない。

注：小規模多機能型居宅介護サービスについては、月の初日から利用契約を結んでも月の途中からサービスを開始した場合、月単位の報酬ではなく、日割り計算用のサービスコードを使用して請求する(本事由は小規模多機能型居宅介護(予防も含む)のみに適用される)。なお、日割り計算を行う登録日は、利用者と利用契約を結んだ日ではなく、実際にサービスを開始した日となる。
 小規模多機能型居宅介護サービスの場合、明細情報の摘要欄に通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を二桁の数字で続けて記載すること。(本事例では、10月10日から通所サービスを10日間、訪問サービスを3日間、宿泊サービスを2日間提供した場合の記載例)
 サービス実日数には実際に小規模多機能型居宅介護サービスを提供した日数を記載する。

補足：小規模多機能型居宅介護サービスについては、本事例のように月の途中で要介護3から要介護2への変更など経過的要介護から要介護5の間での認定区分の変更が行われた場合についても、月単位の報酬ではなく、要介護状態区分に応じた日割り計算用のサービスコードを使用して請求する。

小規模多機能型居宅介護に係る独自報酬単位数が500単位の場合の記載例

(5) 小規模多機能型居宅介護（様式第二）のサービスにて、平成19年10月1日から当該サービスの利用を開始し、1月のうち20日間サービスを提供。利用者は要介護3の認定を受けており、月の途中（10月11日）から生活保護の適用を受けた場合の記載内容。

居宅サービス計画	1. 居宅介護支援事業者作成										2. 被保険者自己作成														
	事業所番号	4	8	9	9	9	9	9	9	9	9	事業所名称	小規模多機能型居宅介護事業所												
開始年月日	平成	1	9	年	1	0	月	1	日	中止年月日	年	月	日												
中止理由	1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設										介護療養型医療施設入院														
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード										単位数	回数	サービス単位数	公費分回数等	公費対象単位数	摘要								
	小規模多機能型居宅介護3・日割	7	3	1	1	3	2	7	8	2	3	0	2	3	4	6	0	2	0	1	5	6	4	0	101000
	小規模多機能型居宅介護初期加算	7	3	6	3	0	0	3	0	3	0			9	0	0	2	0			6	0	0		
請求額集計欄	①サービス種類コード /②名称	7	3	小規模多機能																					
	③サービス実日数	2	0	日	日	日																			
	④計画単位数	2	4	3	6	0																			
	⑤限度額管理対象単位数	2	4	3	6	0																			
	⑥限度額管理対象外単位数					0	給付率 (/100)																		
	⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) + ⑥	2	4	3	6	0	保険										9	0							
	⑧公費分単位数	1	6	2	4	0	公費										1	0	0						
	⑨単位数単価	1	0	0	0	円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	合計														
	⑩保険請求額	2	1	9	2	4	0											2	1	9	2	4	0		
	⑪利用者負担額			8	1	2	0											8	1	2	0				
	⑫公費請求額			1	6	2	4	0											1	6	2	4	0		
	⑬公費分本人負担						0											0							

本来報酬「766」単位を「782」単位に変更する。

この欄に独自報酬単位数を記載しない。

注：小規模多機能型居宅介護など月額報酬のサービスにおいて、サービスは月初日から開始（契約期間が1月を満たす）しているが、月途中で公費が適用された場合、月単位の報酬ではなく、日割り計算用のサービスコードを使用して請求を行う。

※ なお、本内容に関しては、月途中で資格異動やサービス事業所の変更などの事例に関しても同様の取り扱いとなる。月単位報酬のサービスにおける日割り計算用サービスコードの適用事例の詳細は記載要領2の(2)の⑩のとおり。

《市町村独自報酬を追加したサービスコード表》
 (既存サービスコード活用版)

I 地域密着型サービスコード

1 夜間対応型訪問介護サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	独自報酬を算定後の単位数			算定 単位
				15単位	30単位		
71 1111	夜間訪問介護Ⅰ基本	イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ) 基本夜間対応型訪問介護 1,000 単位	1,000	1,015	1,030		1月につき

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	独自報酬を算定後の単位数			算定 単位
				50単位			
71 1121	夜間訪問介護Ⅰ定期巡回	イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ) 定期巡回サービス費 347 単位	347	397			1回につき
71 1122	夜間訪問介護Ⅰ定期巡回・3級		3級訪問介護員により行われ× 70%	243	293		
71 1131	夜間訪問介護Ⅰ随時訪問Ⅰ		随時訪問サービス費(Ⅰ) 580 単位	580	630		
71 1132	夜間訪問介護Ⅰ随時訪問Ⅰ・3級			3級訪問介護員により行われ× 70%	406	456	
71 1141	夜間訪問介護Ⅰ随時訪問Ⅱ		随時訪問サービス費(Ⅱ) 780 単位	780	830		
71 1142	夜間訪問介護Ⅰ随時訪問Ⅱ・3級			3級訪問介護員により行われ× 70%	546	596	

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	独自報酬を算定後の単位数			算定 単位
				100単位	200単位	300単位	
71 2111	夜間訪問介護Ⅱ	ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 2,760 単位	2,760	2,860	2,960	3,060	1月につき

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	独自報酬を算定後の単位数			算定 単位
				100単位	200単位	300単位	
71 2112	夜間訪問介護Ⅱ・日割	ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 2,760 単位 日割計算の場合 ÷ 30.4 日	91	94	98	101	1日につき

《市町村独自報酬を追加したサービスコード表》
(既存サービスコード活用版)

3 小規模多機能型居宅介護サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	独自報酬を算定後の単位数			算定 単位	
				500単位	750単位	1,000単位		
73 1101	小規模多機能型居宅介護経	イ 小規模多機能型居宅介護費	経過的要介護 4,469 単位	4,469	4,969	5,219	5,469	1月につき
73 1111	小規模多機能型居宅介護1		要介護1 11,430 単位	11,430	11,930	12,180	12,430	
73 1121	小規模多機能型居宅介護2		要介護2 16,325 単位	16,325	16,825	17,075	17,325	
73 1131	小規模多機能型居宅介護3		要介護3 23,286 単位	23,286	23,786	24,036	24,286	
73 1141	小規模多機能型居宅介護4		要介護4 25,597 単位	25,597	26,097	26,347	26,597	
73 1151	小規模多機能型居宅介護5		要介護5 28,120 単位	28,120	28,620	28,870	29,120	
73 6300	小規模多機能型居宅介護初期加算	□ 初期加算 30 単位加算	30				1日につき	

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	独自報酬を算定後の単位数			算定 単位		
				500単位	750単位	1,000単位			
73 8001	小多機能型居宅介護経・定超	イ 小規模多機能型居宅介護費	経過的要介護 4,469 単位	定員超過の場合 × 70%	3,128	3,628	3,878	4,128	1月につき
73 8011	小多機能型居宅介護1・定超		要介護1 11,430 単位		8,001	8,501	8,751	9,001	
73 8021	小多機能型居宅介護2・定超		要介護2 16,325 単位		11,428	11,928	12,178	12,428	
73 8031	小多機能型居宅介護3・定超		要介護3 23,286 単位		16,300	16,800	17,050	17,300	
73 8041	小多機能型居宅介護4・定超		要介護4 25,597 単位		17,918	18,418	18,668	18,918	
73 8051	小多機能型居宅介護5・定超		要介護5 28,120 単位		19,684	20,184	20,434	20,684	

介護・看護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	独自報酬を算定後の単位数			算定 単位		
				500単位	750単位	1,000単位			
73 9001	小多機能型居宅介護経・人欠	イ 小規模多機能型居宅介護費	経過的要介護 4,469 単位	介護・看護職員が欠員の場合 × 70%	3,128	3,628	3,878	4,128	1月につき
73 9011	小多機能型居宅介護1・人欠		要介護1 11,430 単位		8,001	8,501	8,751	9,001	
73 9021	小多機能型居宅介護2・人欠		要介護2 16,325 単位		11,428	11,928	12,178	12,428	
73 9031	小多機能型居宅介護3・人欠		要介護3 23,286 単位		16,300	16,800	17,050	17,300	
73 9041	小多機能型居宅介護4・人欠		要介護4 25,597 単位		17,918	18,418	18,668	18,918	
73 9051	小多機能型居宅介護5・人欠		要介護5 28,120 単位		19,684	20,184	20,434	20,684	

登録期間が1月に満たない場合(日割り計算用サービスコード)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	独自報酬を算定後の単位数			算定 単位		
				500単位	750単位	1,000単位			
73 1102	小規模多機能型居宅介護経・日割	イ 小規模多機能型居宅介護費	経過的要介護 4,469 単位	日割り計算の場合 ÷ 30.4 日	147	163	172	180	1日につき
73 1112	小規模多機能型居宅介護1・日割		要介護1 11,430 単位		376	392	401	409	
73 1122	小規模多機能型居宅介護2・日割		要介護2 16,325 単位		537	553	562	570	
73 1132	小規模多機能型居宅介護3・日割		要介護3 23,286 単位		766	782	791	799	
73 1142	小規模多機能型居宅介護4・日割		要介護4 25,597 単位		842	858	867	875	
73 1152	小規模多機能型居宅介護5・日割		要介護5 28,120 単位		925	941	950	958	
73 8002	小多機能型居宅介護経・定超・日割	イ 小規模多機能型居宅介護費	経過的要介護 4,469 単位	定員超過の場合 × 70%	103	119	128	136	
73 8012	小多機能型居宅介護1・定超・日割		要介護1 11,430 単位		263	279	288	296	
73 8022	小多機能型居宅介護2・定超・日割		要介護2 16,325 単位		376	392	401	409	
73 8032	小多機能型居宅介護3・定超・日割		要介護3 23,286 単位		536	552	561	569	
73 8042	小多機能型居宅介護4・定超・日割		要介護4 25,597 単位		589	605	614	622	
73 8052	小多機能型居宅介護5・定超・日割		要介護5 28,120 単位		648	664	673	681	
73 9002	小多機能型居宅介護経・人欠・日割	イ 小規模多機能型居宅介護費	経過的要介護 4,469 単位	介護・看護職員が欠員の場合 × 70%	103	119	128	136	
73 9012	小多機能型居宅介護1・人欠・日割		要介護1 11,430 単位		263	279	288	296	
73 9022	小多機能型居宅介護2・人欠・日割		要介護2 16,325 単位		376	392	401	409	
73 9032	小多機能型居宅介護3・人欠・日割		要介護3 23,286 単位		536	552	561	569	
73 9042	小多機能型居宅介護4・人欠・日割		要介護4 25,597 単位		589	605	614	622	
73 9052	小多機能型居宅介護5・人欠・日割		要介護5 28,120 単位		648	664	673	681	